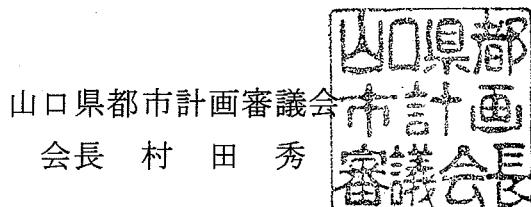


(写)

山都審第18号
平成21年(2009年)1月21日

山口県知事 二井 関 成 様



第136回及び第137回山口県都市計画審議会の審議報告について

のことについて、平成20年11月26日開催の第136回山口県都市計画審議会及び平成21年1月16日開催の第137回山口県都市計画審議会において、審議の過程で各委員から出された意見のうち主なものについて取りまとめましたので、下記のとおり報告します。

記

1 都市計画の廃止の是非に関する意見

- ・社会情勢の変化や採算性の面から、都市計画の廃止は妥当である。
- ・都市計画の廃止と跡地利用とは切り離せないものである。
- ・赤字解消は喫緊の課題であり、そのためには都市計画の廃止が必要である。

2 都市計画の廃止手続に関する意見

- ・都市計画法には廃止の明確な規定がなく、法解釈に疑義がある。
- ・跡地利用を決めないまま都市計画を廃止するのは都市計画の理念にそぐわない。
- ・新住宅市街地開発法には事業の中止を認める規定がなく、法解釈に疑義がある。
- ・公聴会の開催、意見書の提出等必要な法的手続はすべて済んでいる。
- ・署名形式の意見書は有効性に疑義がある。
- ・赤字解消が事業中止のための公益上の必要性に該当するか疑義がある。
- ・法律の解釈については内閣法制局に確認すべきである。

3 跡地利用に関する意見

- ・跡地利用については当審議会とは別の場で議論すべきものである。
- ・多額の赤字の発生は県民・市民にとってゆるがせにできる問題ではない。
- ・多額の赤字が発生しており、県民や市民の財政的負担を解消することが必要である。
- ・跡地問題も含め具体的なプランを明解にすべき時期である。
- ・跡地利用については住民に説明を尽くす必要がある。
- ・住民の思いは米軍住宅建設に反対することに尽きる。
- ・跡地利用について周辺住民をはじめ市民のみなさんの意見を十分聞くべきである。

- ・赤字解消のためには、国に買取りを要求する以外に方法がないか検討すべきである。
- ・環境変化の代償として、地域にとって住みよいまち・環境をつくることが大切である。
- ・国が買う見通しが分からず、赤字解消という問題は不透明である。
- ・新住宅市街地開発法の枠を外さないと次へ進めない。

4 その他の意見

- ・里道は市が管理しているものであるが、県も責任を持って対応すべきである。
- ・県住宅供給公社は販売手法の検討や営業努力をしていない。
- ・県及び県住宅供給公社の責任は極めて重大である。
- ・県住宅供給公社が行った事業認可の撤回の申請書は公開されるべきである。
- ・県全体の利益を優先するか、地域の意見を重視するかが重要である。
- ・今の情報では、赤字の部分と今後発生するかもしれない損失部分を評価できない。
- ・広大な土地が残るのは残念だが、公衆衛生学的に周りに影響を及ぼすことはない。